

新型コロナウイルス感染症における療養報告について

みやさと保育園 園長 六本木 文子

新型コロナの療養期間

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2023年5月8日から5類感染症に変更されました。在園児もしくはご家族等に新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合は、医師の指導のもと、登園を再開する際にこの「療養報告書」を保護者の方が記入して園に提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症罹患後の登園再開のめやすは、「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過していること」となっています。お子様の病状もしくは感染リスクが、園における集団生活に支障がない状態になってから登園していただくようお願いします。

	発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快した場合	有症状	軽快	軽快後1日目				療養解除	
発症後2日目に軽快した場合	有症状	有症状	軽快	軽快後1日目			療養解除	
発症後3日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後1日目		療養解除	
発症後4日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後1日目	療養解除	
発症後5日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後1日目	療養解除

みやさと保育園 園長様

保護者が記入

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

- 1 診断を受けた方： _____ 診断日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
- 2 診断を受けた医療機関： _____ (TEL _____)
- 3 登園再開日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

※ 在園児が陽性→下記の「登園再開の目安」1と2の両方を満たす必要があります
 ※ ご家族等が陽性→下記の「登園再開の目安」1を満たす必要があります

登園再開の目安	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日として、翌日から数えて5日を経過 ⇒ 発症日： ____ 月 ____ 日
2	症状軽快日（解熱剤を使用せずに解熱、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること） を0日として、翌日から数えて1日を経過 ⇒ 症状が軽快した日： ____ 月 ____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

クラス名 _____ 園児名 _____

保護者署名 _____